

高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十三年七月二十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 福田 康夫

政令第二百四十九号

高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行期日は、平成十三年八月五日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 福田 康夫
総務大臣 片山虎之助
法務大臣 森山 眞弓
財務大臣 塩川正十郎
国土交通大臣 林 寛子

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成十三年七月二十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 福田 康夫

政令第二百五十号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令

内閣は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第四十一条第二項、第四十三条第二項、第四十四条第二項、第四十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項及び第四項、第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。(高齢者向け優良賃貸住宅の整備に要する費用に係る国の補助)

第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。第四十一条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。)

一 地方住宅供給公社(以下「公社」という。)その他の国土交通省令で定める者が行う高齢

者向け優良賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用(土地の取得及び造成に要する費用を除く。以下この号、第四条、第六条第一号、第七条第一号、第八条第一号及び第九条第一号において同じ。)に対して地方公共団体が補助する額(その額が建設に要する費用の三分の一に相当する額を超える場合においては、当該三分の一に相当する額)に二分の一を乗じて得た額

二 前号の国土交通省令で定める者が行う高齢者向け優良賃貸住宅の整備であつて既存の住宅等の改良(用途の変更を伴うものを含む。以下同じ。)によるものについては、その整備に要する費用(既存の住宅等の取得並びに土地の取得及び造成に要する費用を除く。以下この号及び次号、第六条第二号、第七条第二号、第八条第二号並びに第九条第二号において同じ。)のうち加齢対応構造等並びに共同住宅の共用部分及び入居者の共同福祉のために必要な施設であつて国土交通省令で定めるもの(以下「共同住宅の共用部分等」という。)に係る費用に対して地方公共団体が補助する額(その額が整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額

三 第一号の国土交通省令で定める者以外の者が行う高齢者向け優良賃貸住宅の整備については、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用(建設による場合における加齢対応構造等に係る費用については、加齢対応構造等を有する賃貸住宅とするために追加的に必要となる費用に限る。以下この号において同じ。)に対して地方公共団体が補助する額(その額が整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用の三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額

(高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助)

第二条 法第四十三条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、その所得が国土交通省令で定める基準以下の入居者に係る

家賃の減額に要する費用に対して地方公共団体が補助する額(減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。)に二分の一を乗じて得た額とする。

第三条 法第四十四条第一項の規定による住宅金融公庫の貸付金の限度及び償還期間

融公庫(以下「公庫」という。)の貸付金の一戸当たりの金額の限度は、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第十七条第一項に規定する既存住宅の購入価額(購入価額が経過年数に応じ算定した額として公庫の認める額を超える場合においては、当該公庫の認める額)の八割に相当する金額とし、その償還期間は、二十五年以内とする。

第四条 法第四十九条第一項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、地方公共団体が行う同項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設に要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

(地方公共団体が行う賃貸住宅の整備に要する費用に係る国の補助)

第五条 法第四十九条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、第二条に規定する入居者に係る家賃の減額に要する費用の額(減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。)に二分の一を乗じて得た額とする。

(都市基盤整備公団が要請に基づき行う賃貸住宅の整備等に要する費用に係る国の補助)

第六条 法第五十一条第一項の規定により都市基盤整備公団(以下「公団」という。)が地方公共団体に求めることができる負担金の額は、次に掲げる額を超えてはならない。

一 公団が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額

二 公団が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅等の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額

三 第二条に規定する入居者に係る家賃の減額については、その減額に要する費用の額(減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。)に二分の一を乗じて得た額

第七条 法第五十一条第四項の規定による国の公団に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。

一 公団が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額

二 公団が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅等の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額

三 第二条に規定する入居者に係る家賃の減額については、その減額に要する費用の額(減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。)に二分の一を乗じて得た額

(公社が要請に基づき行う賃貸住宅の整備等に要する費用に係る国の補助)

第八条 法第五十二条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。
一 公社が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用に対して地方公共団体が補助する額(その額が建設に要する費用の三分の一に相当する額を超える場合においては、当該三分の一に相当する額)に二分の一を乗じて得た額

二 公社が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用に対して地方公共団体が補助する額（その額が整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た額

三 第二条に規定する入居者に係る家賃の減額については、その減額に要する費用に対して地方公共団体が補助する額（減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額

（公社が行う賃貸住宅の整備に要する費用に係る国の補助）
第九條 法第五十三条第一項の規定による国の公団に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。
一 公団が行う法第五十三条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額

二 公団が行う法第五十三条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額

（公社が行う賃貸住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助）
第十條 法第五十三条第二項の規定による国の公団に対する補助金の額は、第二条に規定する入居者に係る家賃の減額に要する費用の額（減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額とする。

附則

- 1 (施行期日) この政令は、法の施行の日（平成十三年八月五日）から施行する。
(住宅金融公庫法施行令の一部改正)
2 住宅金融公庫法施行令（昭和三十三年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一項の表三の項中「及び産業労働者住宅金融流通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七條第一項の規定による貸付金」を「産業労働者住宅金融流通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七條第一項の規定による貸付金及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四十四条第一項の規定による貸付金」に改める。

財務大臣 塩川正十郎
国土交通大臣 林 寛子
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 福田 康夫

沖繩振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十三年七月二十三日
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 福田 康夫

政令第二百五十一号

沖繩振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令
内閣は、沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九條第一項第三号へ、第三十五條第一項及び第三十七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第一条の二第一項中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第二号口中「第十條第一項において同じ。」を削り、同号八中「第十條第一項及び第二項」を「第十條第三項及び第四項」に改め、同項第三号口中「第十條第一項において」を「以下単に」に改め、同項第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一を加える。

十 沖繩において高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十條第一項の認定を受けた者 同法第三十四條に規定する高齢者向け優良賃貸住宅に改良するための既存住宅の購入に必要な資金

第十條第一項を次のように改める。
法第三十五條第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五條第一項から第三項までの規定の準用に係るものは、第一から第二項第一号に掲げる資金とし、法第三十五條第一項に規定する政令で定める者は、同号に掲げる者とする。

第十條中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。
法第三十五條第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五條の二第一項、第二項及び第四項の規定の準用に係るものは、次に掲げる資金とする。

一 第一条の二第二項第二号イに掲げる資金のうち、住宅の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金
二 第一条の二第二項第三号に掲げる資金（新住宅市街地開発事業に係るものを除く。）
法第三十五條第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五條の三の規定の準用に係るものは、次に掲げる資金とする。

一 第一条の二第二項第二号に掲げる資金のうち、幼稚園等の建設に付随して新たに土地若しくは借地権の取得を必要とする場合における当該土地若しくは借地権の取得に必要な資金、関連利便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は関連公共施設の整備に必要な資金
二 第一条の二第二項第三号に掲げる資金のうち、同号口中に規定する新住宅市街地開発事業に準ずる主務省令で定める事業に係る関連利便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随する土地若しくは借地権の取得及び土地の造成又は土地の造成に必要な資金を含む。）次項において同じ。）又は関連公共施設の整備に必要な資金

第十條中「前条第三項」を「第十條第五項」に改め、同条を第十二条とし、第十條の次に次の一を加える。
（法第三十七條第一項の政令で定める者）
第十一條 法第三十七條第一項に規定する政令で定める者は、第一条の二第二項第十号に掲げる者とする。

この政令は、平成十三年八月五日から施行する。
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 福田 康夫
財務大臣 塩川正十郎

附則
この政令は、平成十三年八月五日から施行する。
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 福田 康夫
財務大臣 塩川正十郎

条約

國際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正をここに公布する。

平成十三年七月二十三日
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 福田 康夫

条約第八号

國際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正
國際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の一部を次のように改正する。
この条約の題名中「（インマルサット）」を削る。
前文の第三段落及び第四段落を削る。
前文の第五段落を次のように改め、同段落を第三段落とする。

このため、利用し得る最も進歩した適当な宇宙技術により、すべての国の電気通信の利用者の利益のために、無線周波数スペクトル及び衛星軌道の最も能率的かつ公平な使用に適合したできる限り能率的かつ経済的な施設を引き続き提供することを決意し、
前文の第六段落及び第七段落を削る。
前文に第四段落から第九段落までとして次の六段落を加える。

國際移動通信衛星機構がその当初の目的に従い、海事通信のための世界的な移動衛星通信システム（千九百七十四年の海上における人命の安全のための國際条約（隨時行われる改正を含む。）並びに國際電気通信連合憲章及び國際電気通信連合条約（隨時行われるこれらの改正を含む。）の「無線通信規則」において規定される遭難及び人命の安全に関する通信能力であつて、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）の無線通信に係る一定の要件を満たすものを含む。）を確立したことを認識し、